

京都府
盲ろう者向け通訳・介助員派遣制度
利用のしおり
【盲ろう者向け通訳・介助員用】

2008年 7月策定

2020年12月改定

「京都府盲ろう者通訳介助員派遣制度について」

本制度は、京都府「障害者の明るいくらし」促進事業に基づく派遣制度であり、京都聴覚言語障害者福祉協会はこの事業を京都府から受託し、京都府盲ろう者通訳介助員派遣要領に従い、事業の実施を行います。

【目次】

1. 利用基準について
2. 派遣の流れ
3. 報告書について
4. 注意事項

1. 利用基準について

(1)派遣内容

- ・ コミュニケーションに関する支援
- ・ 移動時の通訳介助

(2)時間派遣

- ・ 通訳介助員の健康問題や1回あたりの活動手当上限時間を考慮し、原則1日8時間以内とします。
- ・ ただし、通訳介助員の健康管理を考慮し、できる限り最短時間での派遣時間とします。
- ・ より一層の安定した運営のため、往路復路現地通訳の介助員を分けて派遣する場合があります。

(3)対象者

原則として次の各号いずれにも該当する者（以下「盲ろう者」という。）とする。

- ①京都府内に居住する者
- ②視覚機能障害及び聴覚機能障害がともに身体障害者手帳の4級以上、併せて1級又は2級に該当する者
- ③18歳以上の者

2. 流れ

- ①通訳介助員派遣依頼を受付。
- ②日時、場所、内容、手引きルートまたは通訳の事前資料などを確認します。
- ③盲ろう者向け通訳介助員を調整します。
- ④決定連絡をお送りします。資料などがあれば、合わせて送付します。
- ⑤報告書を記入し、できるだけ速やかにご提出ください。

3. 報告書について

①実働時間について

「開始時間」：決定連絡の待ち合わせ時刻とします。

ただし、

盲ろう者の都合で出発が遅れた場合→決定連絡の待合せ時間を開始時間とします。

「終了時間」：盲ろう者に対する「手引き介助」または「通訳介助」が終了した時間とします。

※終了時間が決定連絡より延長した場合は、理由を書き添えて報告してください。

②派遣時の費用について

- ・ 自宅～待ち合わせ場所・盲ろう者と別れた場所～自宅までの交通費は、活動手当てと一緒に支払いますので、報告書に詳細をご記入ください。記入なく報告書を提出された場合はお支払いすることができません。
また、基本的に交通の便が悪い地域を除いては、公共交通機関を使っての移動をお願いします。個人の自家用車やバイク・自転車を使われた場合に事故等が起りましても補償対象外となりますのでご注意ください。
- ・ 待ち合わせ場所まで自家用車やバイクを使用された場合（コーディネーターが承知している場合に限る）、自家用車は移動キロ数×25円、バイクは移動キロ数×10円で計算し、報告書に交通費をご記入ください。
- ・ （※この場合の報告は、時間・距離など、待ち合わせ場所までの最短距離を記入してください。それ以外の方法を記入される場合はその理由を明記してください。
- ・ 通訳介助中の交通費は盲ろう者が支払います。
- ・ 通訳介助中の参加費、入場料等は盲ろう者が支払います。

4. 注意事項

- (1)盲ろう者の移動介助に自家用車は使用できません。必ず公共交通機関を利用してください。
- (2)通訳介助中の食事は原則禁止です。
- (3)通訳介助中に盲ろう者と飲食を共にする行動はお控えください。
- (4)盲ろう者の荷物を介助員が持ってあげる行為はお控えください。
- (5)活動中は盲ろう者から離れず、盲ろう者の安全確保や情報提供など、業務を最優先に考え行動してください。
- (6)通訳介助員には守秘義務があります。職務上知り得た情報を他に漏らしてはいけません。(都合のお伺いを受けた時から義務が生じます。)
- (7)盲ろう者から通訳介助員に直接依頼はできません。事前に盲ろう者から依頼されても引き受けしないでください。また、盲ろう者から「派遣事業課から打診あったか」と聞かれても答えしないでください。
- (8)通訳介助員のネームプレートの着用について
通訳介助員は京都府に登録している「通訳介助員」であることを証するため、活動中はネームプレートを身に付けてください。
特に手引き中は、外部の方から業務中であることがわかるためにも着用ください。
通訳中は通訳の邪魔にならないように外してもらって結構です。

お問い合わせ先

京都聴覚言語障害者福祉協会 意思疎通支援部 派遣事業課 または
最寄りの各センターまでお問い合わせください。

京都聴覚言語障害者福祉協会 意思疎通支援部 派遣事業課

住所：京都市中京区西ノ京東中合町 2

電話：075-841-8337 (土日・祝日を除く平日9時～17時まで)

ファクス：075-841-8312

ふない聴覚言語障害センター

住所：南丹市園部町小桜町 62-1 南丹市国際交流会館3階

ファクス：0771-63-6448

電話：0771-63-6447

相楽聴覚言語障害センター

住所：木津川市木津上戸 15 相楽会館内

ファクス：0774-72-6862

電話：0774-75-2030

京丹後市聴覚言語障害センター

住所：京丹後市峰山町荒山 328

電話/ファクス：0772-62-5529

与謝郡聴覚言語障害センター

住所：与謝郡与謝野町岩滝 2112-3

電話/ファクス：0772-46-5390

舞鶴市聴覚言語障害者支援センター

住所：舞鶴市字余部上 2-9 舞鶴市障害者総合支援センター内

ファクス：0773-64-3912

電話：0773-64-3911

綾部市聴覚言語障害者支援センター

住所：綾部市青野町西青野 18

ファクス：0773-40-1261

電話：0773-40-1260

福知山市聴覚言語障害センター

住所：福知山市内記 10-18 福知山市総合福祉会館内

ファクス：0773-24-4459

電話：0773-45-3025